

子ども・子育て支援新制度について

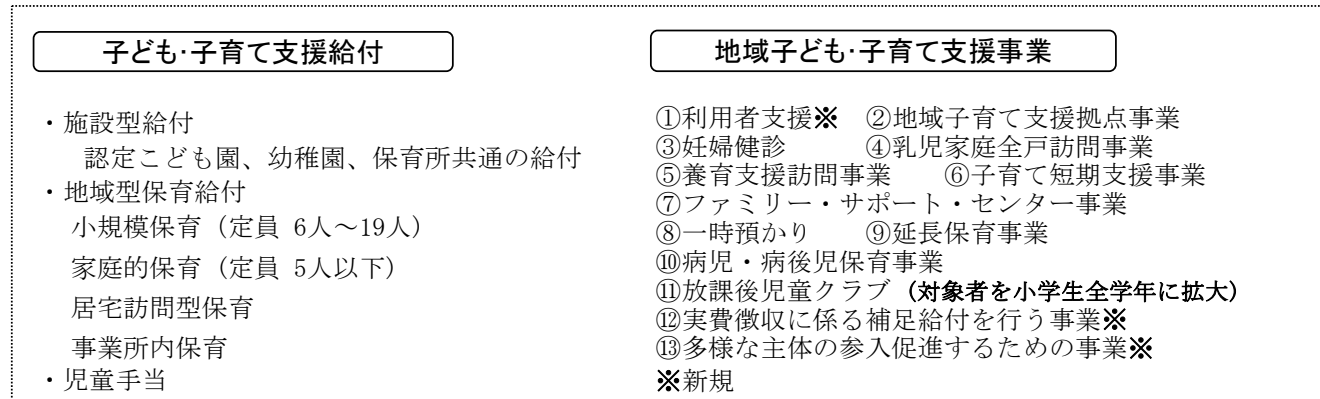
1 新制度が目指していること

- (1) **保育の量的拡大・確保**
市町村による計画的な整備 + 公的保育の対象の拡充（小規模保育等）
 - (2) **地域の子ども・子育て支援の充実**
妊娠期・乳幼児期・学童期の支援（地域子ども・子育て支援事業）
 - (3) **質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供**
認定こども園の制度の改善
- 市町村は5年を1期とする教育・保育施設及び各種支援事業の需要見込み、供給量確保の方策、実施時期などの計画を策定する。
- ↓
- 地方版子ども・子育て会議
(福井市:福井市子ども子育て審議会)

2 制度変更のポイント

(1) 「子ども・子育て支援給付（施設型給付、地域型保育給付）」の創設

【給付・事業の全体像】



【現行制度と施設型給付の比較】

現行制度	認可保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所
施設				
財 政 措 置	事業者によってバラバラの財政支援		保育所運営費 幼稚園機能部分 私学助成 + 就園奨励費	財政措置なし
利用者負担	所得に応じた費用徴収			
	施設によって異なる（事業者が定める金額）			

新制度	認可保育所	幼稚園	認定こども園	保育所（認可外）	現行制度（選択可能）
施設					
財 政 措 置	すべて一本化				施設型給付
利用者負担	法律に基づき、利用者が一部負担				

※地域型保育へ移行の場合は地域型保育給付

※給付は個人給付を基礎とするが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（事業者が代理で受領）する仕組みとする（私立保育園については、現行同様、市が委託費として支払う）。
※私立幼稚園が給付施設への移行を希望しない場合、引き続き私学助成の対象施設として継続することができる。

(2) 「教育・保育の必要性の認定」制度の導入

- ・児童が給付対象の施設等を利用しようとする際は、年齢や保育の必要性に応じた「認定」を申請して「認定証」を受けることが必要となる。
※保育が必要な場合、就労状況等により保育標準時間（利用）と保育短時間（利用）に分けられる。
- ・市町村は、認定基準に関する規則等を定める。
- ・利用者負担は、保護者の世帯の所得階層ごと、認定時間の長短の区分ごとの負担となる。

【認定区分の類型】 1号認定・2号認定・3号認定

区分 年齢	認定区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
		就労時間	利用区分	認定区分	利用区分
3歳未満児	3号認定	120時間程度/月 以上 (フルタイム就労想定)	保育標準時間 (11時間までの利用)		
		48～64時間/月 以上 (パートタイム就労想定)	保育短時間 (8時間までの利用)		
3歳以上児	2号認定	120時間程度/月 以上 (フルタイム就労想定)	保育標準時間 (11時間までの利用)	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間 (4時間/日の 幼児教育時間)
		48～64時間/月 以上 (パートタイム就労想定)	保育短時間 (8時間までの利用)		

(3) 市町村による「確認」制度の導入

- ・事業者が給付費を受けるためには、県や市町村の「認可」に加えて、市町村の「確認」が必要となる。
- ・市町村は、国の定める基準に基づき、「確認」のための運営に関する基準の条例を定める。
- ・市町村は、事業計画に照らし合わせ、認定区分ごとに各施設の「認可定員」の範囲内で「利用定員」を設ける。

【認可と確認】（福井市の場合）

施設区分	施設・事業	認 可		確 認	
		根拠法	所管	根拠法	所管
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	認定こども園法	福井県	子ども・子育て支援法	福井市
	幼稚園	学校教育法	福井県		
	保育所	児童福祉法	福井県		
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	児童福祉法 (改正により追加)	福井市		

※今後制定すべき主な基準等

1. 支給認定基準
保育の必要性の認定基準を定める。
2. 地域型保育事業認可基準
小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を行うための基準を条例で定める。
3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
施設型給付対象施設または地域型保育給付対象事業となるための確認基準を条例で定める。
4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
放課後児童クラブの設備及び運営の基準を条例で定める。
5. 利用者負担額
幼稚園・保育園・認定こども園等の利用者負担額を定める。